

大正大学外部評価委員会規程

(設置)

第1条 大正大学（以下「本学」という。）は、TSR マネジメントによる自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）に基づく自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるため、又は本学の教育・研究活動等の適切性と質の向上を図るため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号のいずれかの事項について第三者の立場から評価し、本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を行う。

- (1) 自己点検・評価規程第7条に定める自己点検・評価報告書
- (2) 自己点検・評価統括委員会が要請するその他の事項
- (3) 本学の教育・研究活動等

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から理事長が委嘱する。

3 委員会には、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は2年とする。但し、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任することができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(管掌)

第7条 この規程の事務管掌は、総合政策部総合政策課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 26 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。